

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月11日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第20号

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則（平成18年香川県教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（授業料等の減免） 第2条 香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、県立高等学校の生徒（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）の規定による就学支援金（以下「就学支援金」という。）<u>又は県が就学支援金の支給対象外となった者に対して経済的負担の軽減を図る目的として行う事業による支援金（以下「新修学支援金」という。）</u>の支給を受けることができない者に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の授業料等を減免することができる。 （1）～（6） 略 2 教育長は、県立高等学校の生徒（法第5条第1項に規定する受給権者<u>又は新修学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者（以下これらを「受給権者」という。）</u>に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の当該各号に定める期間又は額の授業料等を免除することができる。 （1） 月の初日以外の日^に県立高等学校以外の高等学校から転入学をする<u>とき</u> 当該月の授業料 （2） 休学（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって休学することとなる月（以下「全休学月」という。）が3月以上継続するものに限る。以下同じ。）を許可された生徒であつて、法第8条第1項の規定により就学支援金の支給が停止されたもの<u>又は休学を理由として新修学支援金の支給が停止されたもの</u>が、月の初日以外の日^に復学する<u>とき</u> 当該月の授業料 （3） 県立高等学校の通信制の課程に在籍する生徒の当該年度の受講料（当該県立高等学校の定時制の課程において一部の科目を併修する場合にあつては、当該併修する科目の受講料を含む。）の額が、通信制の課程に係る法第5条第1項に規定する就学支援金の支給限度額<u>又は新修学支</u>	（授業料等の減免） 第2条 香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、県立高等学校の生徒（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）の規定による就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができない者に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の授業料等を減免することができる。 （1）～（6） 略 2 教育長は、県立高等学校の生徒（法第5条第1項に規定する受給権者（<u>法第9条の規定により就学支援金の支払が一時差し止められている者を除く。</u>以下「受給権者」という。）に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の当該各号に定める期間又は額の授業料等を免除することができる。 （1） 月の初日以外の日^に県立高等学校以外の高等学校から転入学をする<u>とき。</u> 当該月の授業料 （2） 休学（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって休学することとなる月（以下「全休学月」という。）が3月以上継続するものに限る。以下同じ。）を許可された生徒であつて、法第8条第1項の規定により就学支援金の支給が停止されたものが、月の初日以外の日^に復学する<u>とき。</u> 当該月の授業料 （3） 県立高等学校の通信制の課程に在籍する生徒の当該年度の受講料（当該県立高等学校の定時制の課程において一部の科目を併修する場合にあつては、当該併修する科目の受講料を含む。）の額が、通信制の課程に係る法第5条第1項に規定する就学支援金の支給限度額（以下「支給

<u>援金の支給限度額</u>（以下<u>これら</u>を「支給限度額」という。）の年額を超える<u>とき</u> その超える額の受講料 （４） 県立高等学校の定時制の課程に在籍する生徒で当該県立高等学校の通信制の課程において一部の科目を併修するものの当該年度の授業料の額及び当該併修する科目の受講料の額の合計額が、定時制の課程に係る支給限度額の年額を超える<u>とき</u> その超える額の受講料 （５） その他教育長が必要と認める<u>とき</u> 教育長が必要と認める期間に係る授業料等の全部又は一部の額 ３～６ 略	限度額」という。）の年額を超える<u>とき。</u> その超える額の受講料 （４） 県立高等学校の定時制の課程に在籍する生徒で当該県立高等学校の通信制の課程において一部の科目を併修するものの当該年度の授業料の額及び当該併修する科目の受講料の額の合計額が、定時制の課程に係る支給限度額の年額を超える<u>とき。</u> その超える額の受講料 （５） その他教育長が必要と認める<u>とき。</u> 教育長が必要と認める期間に係る授業料等の全部又は一部の額 ３～６ 略
---	--

附 則
この規則は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。